

（申請枠）

申請枠区分

通常枠

申請ステータス

年度	年度回数	回/次
2024 年	2	回

（申請枠）

1.助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることになっても、異議は一切申し立てません。

■申請団体が申請に際して確認する事項

(1)申請資格要件（欠格事由）について
申請資格要件について確認しました

(2)公正な事業実施について
公正な事業実施について確認しました

(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし
確認しました

(4)情報公開について（情報公開同意書）
規程類の後日提出について確認しました

(5)役員名簿に記載されている全員から第三者提供に関する同意について
同意を得ました

(6)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について
兼職がないことを確認しました

■申請団体に関する記載

【申請団体の名称】

一般社団法人全国古民家再生協会

団体代表者 役職・氏名

代表理事 中村 綱喜

分類

（申請枠）

法人番号
3010405013659

団体コード
[]

申請団体の住所
東京都千代田区内幸町1-3-1 幸ビルディング9F

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合
愛媛県松山市大可賀2丁目1番28号

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

1.助成申請情報欄の内容につき、誓約します

2.連絡先情報

部署・役職・氏名
[]

担当者 メールアドレス
[]

担当者 電話番号
[]

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請しない

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】
[]	[]	[]

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請なお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金

2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。

3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（1）～（4）の事項等

[]

4.コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

[]

4.事業情報の登録・事業関連書類の提出

事業名
空き家古民家を活用した小規模介護施設設立・運営による地域活性化事業

事業の種類_第一階層 事業の種類_第二階層 事業の種類_第三階層 支援の分野_文字列表示
[] [] [] []

支援分野_活動支援団体
[]

休眠預金活用事業 事業計画書 【2024年度通常枠】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

基本情報

申請団体	資金分配団体	必須	申請時入力不要
資金分配団体	事業名（主）	空き古民家を活用した小規模介護施設設立・運営による地域活性化事業	
	事業名（副）		
	団体名	一般社団法人全国古民家再生協会	コンソーシアムの有無 なし
事業の種類1	事業の種類2	事業の種類3	事業の種類4
③イノベーション企画支援事業			

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野	
(1) 子ども及び若者の支援に係る活動	
① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援	
② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援	
③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援	
⑨ その他	
<input type="radio"/> (2)日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動	
④ 働くことが困難な人への支援	
<input type="radio"/> ⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援	
⑥ 女性の経済的自立への支援	
<input type="radio"/> ⑨ その他	
<input type="radio"/> (3)地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動	
<input type="radio"/> ⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援	
<input type="radio"/> ⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援	
⑨ その他	
その他の解決すべき社会の課題	増加し続ける空き家問題の解決・日本伝統建築物・観光資源である古民家が解体を余儀なくされている課題の解決

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
1.貧困をなくそう	1.4 2030年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、全ての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるよう確保する。	高齢で介護等が必要になった場合でも、介護機能の向上、サポートの向上により、基礎的サービスへのアクセス等を簡易的にアクセス可能とすることにより、高齢者・介護が必要な方でも平等な生活・サービスの享受が可能となる取り組みを実施。
11.住み続けられるまちづくりを	11.7 2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。	介護が必要になった際にも地域の空き古民家を活用することで、従来住み暮らしていた地域から大きく離れることのない地域で生活を続けることが可能となり、公共スペース等への普遍的アクセスを促進する。
12.つくる責任つかう責任	12.2 2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。	古民家を再利用・再活用することで、スクラップ＆ビルトの考え方からの脱却を推進し、持続可能な自然資源の活用推進を目指す。政府が宣言する「脱炭素社会」の形成にも貢献する活動である。
15.陸の豊かさも守ろう	15.2 2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。	古民家を活用することで、伐採される森林の減少を促進し、森林の持続可能な継続を目指す。

I.団体の社会的役割

(1)団体の目的	161/200字
古民家や伝統資財の再生に関する事業を行い、持続可能な循環型建築社会の市場創造を目的としている。また、古民家や空き家を活用し、自治体と連携しながら地域の活性化や空き家課題の解決を行うことも目的としている。古民家を日本の伝統と捉え、未来のために残していくこと・古民家を通じた地域の活性化を目的として全国各地で活動を行っている。	
(2)団体の概要・活動・業務	170/200字
2015年3月20日設立。全国に72の支部を有し、古民家鑑定士・伝統再築士等の資格者で構成される団体。古民家の再生業務を行うため、古民家のインスペクションや再築基準を用いた耐震化業務を推進し、古民家が日本の伝統・文化として未来に承継されるよう活動している。また、国土交通省から2018年に住宅リフォーム事業者団体としての登録もされている。	

III.事業の背景・課題

(1)社会課題	1001/1000字
<p>本事業を実施することで解決する社会課題は「古民家の減少」「空き家の増加」「介護の人手不足」の3つです。</p> <p>1つ目に解決をする「古民家の減少」課題について。古民家は一般的に建築基準法が制定された1950年（昭和25年）以前に建築された木造住宅のことを指します。古民家は日本の技術が詰まった建築物であり、海外旅行者（インバウンド）からも人気のあるコンテンツとして知名度が向上しています。しかしながら、この古民家も適正に管理・活用されていないことで老朽化し朽ち果ててしまう事例も少なくありません。古民家を活用することで、失うと二度と取り戻すことのできない古民家を未来のために残していくことが1つ目の社会課題の解決に繋がります。</p> <p>2つ目に解決をする社会課題は「空き家の増加」課題です。総務省が5年ごとに行う「住宅土地統計調査」では、最新（2023年）の調査結果で全国に空き家が900万棟（空き家率：13.8%）存在することが明らかになりました。一つ前（2018年）の調査結果の空き家数849万棟（空き家率：13.6%）から見ると5年間で空き家は51万棟増えていることが明らかになりました。過去の予測では、2043年には空き家率は30%を超えるという予測値も公表されており、空き家課題は喫緊の解決しなくてはいけない問題となっています。</p> <p>3つ目の解決する社会課題は「介護の人手不足」問題です。</p> <p>単純な介護事業者の人手不足で介護を必要とする高齢者であっても満足行く介護が受けられない状態が発生しています。また、必要な介護を受けるために、自身が今まで住み暮らしていた地域・家族と離れ介護施設に入居する方も存在します。自身が希望する地域で、希望する介護が受けられることは年齢が原因で社会的弱者になった高齢者を救うことには繋がります。</p> <p>また、介護・医療の観点からより課題となっているのが【お一人様問題】です。介護施設に入居したくても身元保証人がいない、孤独死の恐れがある、頼れる人がいないことによる精神的な不安・孤独を感じるなど、高齢独居の方々が抱える課題は現に多く存在しています。また、お一人様問題だけでなく、家族や親の介護を行わなければいけないがために離職を余儀なくされる介護離職問題も社会課題となりつつあります。</p> <p>これら3つの社会課題を解決し、高齢者が安心安全で、自身の望む生活ができる社会の構築を行います。</p>	
(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況	186/200字
<p>国土交通省は空き家課題解決に向けて、毎年空き家の活用モデルを生み出すための補助制度に予算組を実施している。また、H27には空き家課題解決を進めるべく「空家等対策に関する特別措置法」を制定した。また昨年にはその法律が改正され、民間のノウハウを更に活用すべく空家等管理活用支援法人制度を創設したが、まだ自治体から指定を受けた団体は全国で30団体程度と低迷している仕組みである。</p>	
(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況	199/200字
<p>全国古民家再生協会では地域の古民家を活用する事業を各省庁と連携して行う他、下部団体『（一社）全国空き家アドバイザー協議会』を組成して、自治体に窓口を設置し各地域に根づいた空き家の課題解決を推進している。また、アドバイザーを務める（一社）日本介護事業連合会はバリアフリー委員会を組成して、高齢者が過ごしやすい環境の整備やキャッスレス化サポートなど高齢者の生活利便性の向上のための取り組みを行っている。</p>	
(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	194/200字
<p>「古民家の減少」「空き家の増加」「介護の人手不足」を解決することは、ただ単に各課題が解決されるだけでなく、周囲への波及効果が大きく（横展開し易い事業）なることが見込まれる。これらの社会課題を解決することで、地域での雇用の創出、移住・定住・二地域居住者の増加が見込まれ、地域経済全体の活性化に繋がり、社会課題解決のために使用されることが望まれる休眠預金を活用する意義は大きいと考えられる。</p>	

IV.事業設計

(1)中長期アウトカム
事業終了から10年で介護・医療を受けることを希望する人たちが自分が望む地域でサービスを受けられる基盤が整っている。

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）※資金分配団体100字	モニタリング	指標 100字	初期値/初期状態 100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
実行団体が事業を実施する物件を確保できている		物件の確保が完了しているか	していない		している
事業を実施する物件の状態の調査・改修に取り組むことができている		・物件のインスペクションの実施有無 ・改修工事の実施前と実施後の差異の有無	・実施していない ・初期値なし		・実施した ・差異がなかった
事業実施物件にて介護・医療を提供できる設備が整っている		・どの介護レベルまで引受けが可能か ・実施可能なサービスを数値化して10段階評価	・初期値0		・7以上
事業実施施設に入居者が入居している		・想定利回りで評価	・初期値0		表面利回り 5%以上

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）※資金分配団体100字	モニタリング	指標 100字	初期値/初期状態 100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
事業実施をする行政と連携が取れている		行政が事業実施を認知しているか	していない		している

実行団体が事業実施をするにあたり、必要な関係者との体制構築が行えている		関係するステークホルダー数の増加数	各団体による	各団体による
実行団体が事業を実施するにあたり、団体として必要なガバナンス・コンプライアンス体制を構築している。		規定類の整備率（ジャンピアが必要と定めるものの整備率）	各団体による	100%

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目		時期	
事業実施物件選定のサポート		2025年4～6月	13/200字
事業実施物件の探索についてサポートが必要な場合は物件選定サポートの実施。		2025年4～6月	36/200字
古民家の耐震等についての調査、耐震計画の実施		2025年6月～9月	22/200字
調査・耐震計画等に基づく、古民家の安全性を担保した改修工事の実施		2025年9月～	32/200字

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金の支援		時期	
行政との関係構築サポートの実施		事業実施新進歩による ※施設完成時期を目処を想定	15/200字
物件の改修に関するノウハウサポート・事業者の紹介等		2025年6月頃	25/200字
介護設備の導入サポート		2026年1月頃	11/200字
施設入居に向けてのサポート		2026年1月頃	13/200字
各種サービスの導入サポート		2026年4月～	13/200字

実行団体向け研修の開催	・2025年6月頃 ・2026年6月頃 ・2027年7月頃	11/200字
規程類整備サポート	随時サポート実施	9/200字
必要なステークホルダーとの関係構築サポート	随時サポート実施	21/200字
事業成果報告会開催	2027年12月頃	9/200字

V.広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略	<ul style="list-style-type: none"> 全国古民家再生協会支部を通した周知活動 全国古民家再生協会広報誌「じゃぱとら」を活用した広報活動 日本介護事業連合会を通じた介護・医療関係団体・従事者への周知活動 <p>上記の3つを中心に広報を実施。</p> <p>ターゲット：医療・介護関係者、行政、施設入居検討者等 手法：情報誌への掲載、メール等での案内 効果：施設入居者の確保、行政への取り組み周知 等</p>	173/200字
連携・対話戦略	実行団体との関係構築、横のつながりを強化するため、事業開始時、中間、事後評価実施前の3回程度、集合研修を行い、関係事業者との連携を深めるとともに、各実行団体間での意見交換等を促進することで、事業のクオリティーの向上を目指す。	114/200字

VI.出口戦略・持続可能性について

助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。

資金分配団体	空き古民家の新たな活用として全国古民家再生協会・日本介護事業連合会にて提供可能サービスとして継続的に本事業を実施したい方へスキーム提供を行っていく。 また、本休眠預金事業を通じて出た課題を行政へ政策提言を実施していき、事業終了後に事業実施を希望するものへ補助等の制度が構築されていくことを目指す。 また、現在、全国古民家再生協会では伝統的建築物を回収するための基金（ファンド）創設を実施し、資金的支援を自治体はじめ各所へ実施している。そのノウハウを活用することで、介護事業基金を創設し、空き古民家の小規模多機能型介護施設への展開を資金面からも促進していく取り組みを想定している。	291/400字
実行団体	本事業を3年間実施し、運営体制の基盤、コンプライアンス・ガバナンス体制を構築し、事業終了後は入居者からの施設利用料にて運営が行える体制構築を目指す。そのため、実行団体の事業終了後については、そのまま特段の対応なく、事業継続が可能であると見込んでいる。 また、事業実施中から行政との連携構築も指標の一つとしているので、事業実施地域にてそれぞれの補助制度の確率も目指し、事業が広く地域に展開していくことを想定している。	207/400字

VII.関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果

【全国古民家再生協会にて取り組んだ実績（休眠預金を活用したもの）】

2021年度資金分配団体 「空き古民家を活用したシングルマザー向け専用ハウス設立事業」

781/800字

【全国古民家再生協会にて取り組んだ実績（休眠預金を活用したものではない）】

大工育成事業（国土交通省）

平成30年から令和4年度の5年間、大工育成事業を当協会にて一括採択を受け各実施者へ対して予算分配を実施し事業実施を行っている。

令和2年度木造住宅・都市木造建築物における生産体制整備事業（うち、大工技能者等の担い手確保・育成事業）

※50事業者予定（1200万円）

令和元年度地域に根差した木造住宅施工技術体制整備事業

※7事業者（700万円）

平成30年度地域に根ざした木造住宅施工技術体制整備事業

※15事業者（497万円）

空き家対策事業（国土交通省）

令和元年度、空き家対策事業を当協会にて一括採択を受け、各実施者へ対して予算分配を実施し事業実施をおこなった。

令和元年度空き家対策の担い手・連携モデル事業

※8事業者（490万円）

地域型住宅グリーン化事業（国土交通省）

平成29年から令和2年度の4年間、地域型住宅グリーン化事業を当協会にて一括採択を受け各実施者へ対して予算分配を実施し事業実施を行っている。

令和2年度 地域型住宅グリーン化事業

令和元年度 地域型住宅グリーン化事業

平成30年度地域型住宅グリーン化事業

平成29年度地域型住宅グリーン化事業

*農山漁村振興交付金（農林水産省）

*誘客多角化による誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成 実証事業

(2)申請事業に関する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等	168/800字
一般社団法人全国古民家再生協会は空き家・古民家の新たな有効活用方法を見出すために、2023年5月に連携協定を締結。古民家の活用・保全を目的として、自由民主党古民家再生議員連盟・公明党古民家再生議員懇話会・日本維新の会空き家古民家対策推進議員連盟と連携して、空き家・古民家に関する諸課題についての解決に向けた協議等を開催している。	

VIII.実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	5~10団体	27/200字
(2)実行団体のイメージ	介護・医療の事業に取り組む法人を中心と想定している。	
(3)1実行団体当り助成金額	2,000万円~4,000万円	15/200字
(4)案件発掘の工夫	連携している日本介護事業連合会をハブとして、例えば日本介護事業者連盟などの介護・医療事業者へ本事業の案内を実施していく。 また、全国古民家再生協会支部を通して、古民家の活用を希望する方へその活用方法として、介護施設を提案し、物件の利用希望する所有者と介護・医療事業者のマッチングを行うことを想定している。	152/200字

IX.事業実施体制

(1)事業実施体制、メンバー構成と各メンバーの役割	一般社団法人全国古民家再生協会を中心に物件の調査、活用を実施していく。 介護・医療の面においては、一般社団法人日本介護事業連合会をアドバイザーに置き、事業を実施していく。 また、日本介護事業連合会を通じて、高齢者の生活を安心・安全・豊かにしていくためのサービスを提供する事業者を新たにステークホルダーとして迎えていくことを想定している。				169/200字																		
(2)本事業のプログラム・オフィサーの配置予定	<table border="1"> <thead> <tr> <th>人数</th> <th colspan="3">内訳</th> <th>他事業との兼務</th> <th>左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3</td> <td>新規採用人数 (予定も含む)</td> <td>2 名</td> <td>既存PO人数 名</td> <td>予定なし(左記メンバーは全員本事業専従予定)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>予定あり(詳細は右記のとおり)</td> <td>本事業5 その他事業5 の割合で想定</td> </tr> </tbody> </table>				人数	内訳			他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載	3	新規採用人数 (予定も含む)	2 名	既存PO人数 名	予定なし(左記メンバーは全員本事業専従予定)						予定あり(詳細は右記のとおり)	本事業5 その他事業5 の割合で想定	
人数	内訳			他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載																		
3	新規採用人数 (予定も含む)	2 名	既存PO人数 名	予定なし(左記メンバーは全員本事業専従予定)																			
				予定あり(詳細は右記のとおり)	本事業5 その他事業5 の割合で想定																		
※資金分配団体用																							
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	当協会の取り組みに対しては、コンプライアンス遵守のため、コンプライアンス委員会を設置し、協会内外からの情報提供によって事業の公平・妥当性を調査する機関の設置をしている。また、内部通報制度にて情報提供を行った者の保護体制等についても規程類で規定を行い、規定に即した実施体制を構築している。				143/200字																		
(4)コンソーシアム利用有無	なし																						

申請団体	資金分配団体
事業期間	2024/10/01 ~ 2028/03/31
資金分配団体	事業名 空き家古民家を活用した小規模介護施設設立・運営による地域活性化事業
	団体名 一般社団法人全国古民家再生協会

	助成金
事業費	200,000,000
実行団体への助成	187,230,000
管理的経費	12,770,000
プログラムオフィサー関連経費	28,000,000
評価関連経費	10,010,000
資金分配団体用	10,000,000
実行団体用	10,000
合計	238,010,000

1. 事業費

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	[円] 合計
事業費 (A)	2,110,000	93,720,000	71,720,000	32,450,000	200,000,000
実行団体への助成	0	90,000,000	68,000,000	29,230,000	187,230,000
－					
管理的経費	2,110,000	3,720,000	3,720,000	3,220,000	12,770,000

2. プログラム・オフィサー関連経費

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	[円] 合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	4,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000	28,000,000
プログラム・オフィサー人件費等	2,500,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	17,500,000
その他経費	1,500,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	10,500,000

3. 評価関連経費

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	[円] 合計
評価関連経費 (C)	1,000,000	3,002,500	3,002,500	3,005,000	10,010,000
資金分配団体用	1,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	10,000,000
実行団体用	0	2,500	2,500	5,000	10,000

4. 合計

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	[円] 合計
助成金計(A+B+C)	7,110,000	104,722,500	82,722,500	43,455,000	238,010,000

資金計画書資料 ②自己資金・民間資金

(1) 事業費の補助率

	自己資金・民間資金 合計 (D)	助成金による補助率 (A/(A+D))
助成期間合計	3,000,000	98.5%

(2)自己資金・民間資金からの支出予定

自己資金・民間資金からの支出予定について、調達予定額、調達方法、調達確度等を記載してください。

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	一般社団法人	資金分配団体/活動支援団体		
団体名	全国古民家再生協会				
郵便番号	100-0011				
都道府県	東京都				
市区町村	千代田区				
番地等	内幸町1-3-1 幸ビルディング9階				
電話番号	03-6275-0795				
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	http://www.g-cpc.org/			
	その他のWEBサイト(SNS等)	https://www.facebook.com/zenkoku.kominka			
設立年月日	2011/02/01				
法人格取得年月日	2015/03/20				

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	ナカムラ ツナヨシ
	氏名	中村 綱喜
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数 [人]	5
理事・取締役数 [人]	4
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	1
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	0

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	26
常勤職員・従業員数 [人]	3
有給 [人]	2
無給 [人]	1
非常勤職員・従業員数 [人]	23
有給 [人]	0
無給 [人]	23
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	2
団体正会員 [団体数]	2
団体その他会員 [団体数]	0
個人会員・ボランティア数	416
ボランティア人数(前年度実績) [人]	0
個人正会員 [人]	416
個人その他会員 [人]	0

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名／勤務形態	
通帳管理者 氏名／勤務形態	
経理担当者 氏名／勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	行っていない
----------------	--------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けてますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	5
申請前年度の助成総額 [円]	約3,100万円
助成した事業の実績内容	2021年度「空き家・古民家を活用したシングルマザー向け専用ハウス設立事業」

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	
助成を受けた事業の実績内容	

(12)過去に休眠預金事業で助成を受けた実績

役員名簿

- 記載例（番号1～3）は削除のうえ番号1より入力してください。
- 名簿には登記簿上の「役員に関する事項」に記載されている方すべてを入力してください。NPO法人の場合は、代表理事、理事、監事をすべて記載してください。
- 氏名欄に記入する氏名は戸籍上の氏名で入力してください。
- 備考欄には他の団体等との兼職関係（兼職先名称、兼職先での役割等）を記載してください。
- 提出の際はPDF等に変換せずExcel形式のまま提出してください。要件を満たしていない場合は、再提出を求める場合があります。

[各欄の入力方法と注意点]

- ・入力確認欄に「check!」が表示されているときは、和暦と生年月日の組み合わせをもう一度確認してください。
- ・役員名簿の枠が足りない場合は、適宜追加してください。
- ・氏名カナ欄は「半角」で入力、姓と名の間も半角で1マス空けてください。
- ・氏名漢字欄は「全角」で入力、姓と名の間も全角で1マス空けてください。
- ・外国人の場合は、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読み、氏名漢字欄にはアルファベット（全角）を入力してください。
- ・生年月日欄は、大正はT、昭和はS、平成はHを半角で入力し、年欄は数字2桁半角としてください。なお、明治45年は7月30日まで、大正15年は12月25日まで、昭和64年は1月7日となります。
- ・性別欄には「半角」で男性はM、女性はFで入力してください。

必須入力セル

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	空き古民家を活用した小規模介護施設設立・運営による地域活性化事業
団体名:	一般社団法人全国古民家再生協会
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に關係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

(注意事項)
 ①規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。<https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html>
 ②申請時までに整備が間に合わず後日提出するとした規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内にご提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
 ③過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
 ④以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック	※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。
記入完了	記入完了
	記入完了

規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程				
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	内定後1週間以内に提出		
(2)招集権者		内定後1週間以内に提出		
(3)招集理由		内定後1週間以内に提出		
(4)招集手続		内定後1週間以内に提出		
(5)決議事項		内定後1週間以内に提出		
(6)決議(過半数か3分の2か)		内定後1週間以内に提出		
(7)議事録の作成		内定後1週間以内に提出		
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。		内定後1週間以内に提出		
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	内定後1週間以内に提出		
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	内定後1週間以内に提出		
(2)招集権者		内定後1週間以内に提出		
(3)招集理由		内定後1週間以内に提出		
(4)招集手続		内定後1週間以内に提出		
(5)決議事項		内定後1週間以内に提出		
(6)決議 (過半数か3分の2か)		内定後1週間以内に提出		
(7)議事録の作成		内定後1週間以内に提出		
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● 理事の職務権				
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するものほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	内定後1週間以内に提出		
● 監事の監査に関する規程				
監事の職務及び権限を規定し、その具体的な内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	内定後1週間以内に提出		
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程				
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	内定後1週間以内に提出		
(2)報酬の支払い方法		内定後1週間以内に提出		

●倫理に関する規程				
(1)基本的人権の尊重	・倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	内定後1週間以内に提出		
(2)法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		内定後1週間以内に提出		
(3)私的利害追求の禁止		内定後1週間以内に提出		
(4)利益相反等の防止及び開示		内定後1週間以内に提出		
(5)特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(6)ハラスメントの防止		内定後1週間以内に提出		
(7)情報開示及び説明責任		内定後1週間以内に提出		
(8)個人情報の保護		内定後1週間以内に提出		
●利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	内定後1週間以内に提出		
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(2)自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
●コンプライアンスに関する規程				
(1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	内定後1週間以内に提出		
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(3)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
●内部通報者保護に関する規程				
(1)ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	内定後1週間以内に提出		
(2)通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		内定後1週間以内に提出		
●組織(事務局)に関する規程				
(1)組織(業務の分掌)	事務局規程	内定後1週間以内に提出		
(2)職制		内定後1週間以内に提出		
(3)職責		内定後1週間以内に提出		
(4)事務処理(決裁)		内定後1週間以内に提出		
●職員の給与等に関する規程				
(1)基本給、手当、賞与等	給与規程	内定後1週間以内に提出		
(2)給与の計算方法・支払方法		内定後1週間以内に提出		
●文書管理に関する規程				
(1)決裁手続き	文書管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2)文書の整理、保管		内定後1週間以内に提出		
(3)保存期間		内定後1週間以内に提出		
●情報公開に関する規程				
以下の1.~4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1.定款 2.事業計画、収支予算 3.事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4.理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	内定後1週間以内に提出		
●リスク管理に関する規程				
(1)具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2)緊急事態の範囲		内定後1週間以内に提出		
(3)緊急事態の対応の方針		内定後1週間以内に提出		
(4)緊急事態対応の手順		内定後1週間以内に提出		
●経理に関する規程				
(1)区分経理	経理規程	内定後1週間以内に提出		
(2)会計処理の原則		内定後1週間以内に提出		
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		内定後1週間以内に提出		
(4)勘定科目及び帳簿		内定後1週間以内に提出		
(5)金銭の出納保管		内定後1週間以内に提出		
(6)収支予算		内定後1週間以内に提出		
(7)決算		内定後1週間以内に提出		

一般社団法人全国古民家再生協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人全国古民家再生協会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条

- (1) 当法人は、長期にわたって循環利用ができる住宅の普及・拡大を目指して、伝統資財・古民家等の再生リサイクルに関する事業を行い、伝統的木造建築の民家・町並みの保存及び産業廃棄物の削減等による循環型社会の実現に寄与し、消費者が安心して利用する事が出来る古民家等リフォーム事業の健全な発達を図ることを目的とする。
- (2) 当法人は、特定の企業の利益の誘導を図ることを目的とする団体ではない。また、消費者に特定の企業への誘導を誤認させるような名称を使用していない。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 古民家等リフォーム事業を適確かつ円滑に実施するための人材育成事業
- (2) 古民家等リフォーム事業に関する住宅居住者等からの相談等への対応にかかる事業
- (3) 会員に対する古民家等リフォーム事業に係る情報提供
- (4) 住宅リフォーム事業に係る業務を適正に実施するため必要があると認めた場合においては、その必要な限度において行う会員の状況を把握するための調査に係る業務
- (5) 古民家等リフォーム事業に関する調査、研究
- (6) 繙承できる古民家と町並みの保存・修景に係る事業
- (7) 古民家利活用に関する事業
- (8) 住教育に関する事業
- (9) 空き家に関する事業
- (10) 既存の優良な古材・古瓦等の活用事業
- (11) 産業廃棄物の削減・二酸化炭素排出の削減に係る事業
- (12) エコ推進とその広報活動事業
- (13) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

第3章 社 員

(法人の構成員)

第5条 当法人に次の会員を置く。

- (1) 事業者会員 当法人の事業に賛同して入会した個人又は団体であってリフォーム工事を実施するために必要な建設業許可を得た者又は常勤の建築士が所属する団体
- (2) 一般会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

2 前項の会員のうち、事業者会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年6月2日法律第48号。以下「法人法」という。）上の社員とする。

（入会）

第6条 事業者会員又は一般会員として入会しようとする者は、理事会の定める会員規則に従って入会の申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

2 入会の承認を受けた者に対しては、当法人から本人に通知する。

（経費の負担）

第7条 事業者会員及び一般会員は、当法人の経費に充てるため、社員総会において別に定める入会金及び会費を支払わなければならない。

（任意退会）

第8条 事業者会員又は一般会員は、理事会において別に定める退会届を提出して、任意に当法人を退会することができる。

（除名）

第9条 事業者会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会の決議によって除名することができる。この場合、当該事業者会員に対し、当該社員総会の日から1週間前までに除名する旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の定款、規則又は社員総会の決議に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 一般会員が前項各号の一に該当する場合には、社員総会の決議によって、除名することができる。この場合、当該一般会員に対し、当該社員総会の日から1週間前までに除名する旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

（会員資格の喪失）

第10条 前二条の場合の他、事業者会員又は一般会員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき
- (2) 総事業者会員が同意したとき
- (3) 当該事業者会員又は一般会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は事業者会員又は一般会員である団体が解散したとき

第4章 社員総会

（構成）

第11条 社員総会は、すべての事業者会員をもって構成する。

（権限）

第12条 社員総会は、法人法に規定する事項及びこの定款で定めた事項に限り決議する。

(社員総会の開催)

第13条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 当法人の臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と判断したとき
- (2) 総事業者会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する事業者会員から、理事に対して、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集の請求があったとき
- (3) 前号の規定による請求を行った事業者会員が、裁判所の許可を得て、社員総会を招集するとき

(招 集)

第14条 社員総会は、前条第2項第3号の規定により事業者会員が招集する場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

(議 長)

第15条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長に事故があるときは、理事会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の理事がこれに代わる。

(議決権の数)

第16条 事業者会員は、社員総会において各1個の議決権を有する。

(決 議)

第17条 社員総会の決議は、法人法第49条2項又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総事業者会員の議決権の過半数を有する事業者会員が出席し、出席した当該事業者会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総事業者会員の半数以上であって、総事業者会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 事業者会員又は一般会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 役員の責任の一部免除
- (6) 事業の全部の譲渡
- (7) 解散後精算結了までの当法人の継続
- (8) 吸収合併契約又は新設合併契約の承認

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法人法第57条1項及び法人法施行規則（平成19年法務省令第28号。以下「法人法施行規則」という）第11条で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。

(議決権の代理行使)

第19条 事業者会員は、代理人によって社員総会の議決権を行使することができる。この場合、当該事業者会員又は代理人は、代理権を証明する書面をあらかじめ当法人

に提出する。

- 2 前項の代理権の授与は、社員総会ごとに行う。
- 3 第1項の事業者会員又は代理人は、代理権を証明する書面の提出に代えて、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行令（平成19年政令第38号。以下「法人法施行令」という）第2条で定めるところにより、当法人の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合、当該事業者会員又は代理人は、当該書面を提出したものとみなす。
- 4 前項の規定により電磁的方法によって代理権を証明された代理人が行使した議決権の数は、出席した事業者会員の議決権の数に算入する。

（書面による議決権行使）

第20条 書面により議決権を行使できる場合には、事業者会員は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、社員総会の日時の直前の業務時間の終了時までに当該記載した議決権行使書面を当法人に提出する。

- 2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した事業者会員の議決権の数に算入する。

（電磁的方法による議決権の行使）

第21条 電磁的方法により議決権を行使できる場合には、事業者会員は、法人法施行令第2条で定めるところにより、当法人の承諾を得て、社員総会の日時の直前の業務時間の終了時までに議決権行使書面に記載すべき事項を電磁的方法により当法人に提供する。

- 2 前項の規定により電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した事業者会員の議決権の数に算入する。

第5章 役員

（役員）

第22条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上30名以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち、1名を理事長、5名以内を副理事長とする。

3 前項の理事長を法人法が定める代表理事とし、副理事長を同法の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は三親等内の親族その他財務省令で定める特殊の関係のある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

（理事の職務及び権限）

第24条 理事は、理事会を構成し、法人法及び法人法施行規則第14条並びにこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法人法及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法人法及び法人法施行規則第36条で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。
- 3 補欠のため選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 増員により選任された理事又は監事の任期は、他の在任理事又は監事の任期の残存期間と同一とする。
- 5 この定款で定めた理事又は監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第27条 理事及び監事は、いつでも、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 理事及び監事は無報酬とする。

- 2 理事及び監事に対しては、費用を弁償することができる。この場合の基準については、理事会の決議を経て、別に定める。

(責任の免除)

第29条 当法人は、法人法第114条第1項の規定により、理事会の決議によって、理事又は監事の負う同法第111条第1項の責任を法令の限度において免除することができる。

(役員との間の責任限定契約)

第30条 当法人は、法人法第115条第1項の規定により、理事（業務執行理事及び当法人の使用人を除く。）又は監事との間に、同法第111条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、50万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第6章 理事会

(構成)

第31条 当法人に、理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事で構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長の選定及び解職
- (4) 理事会は、理事会運営規程を定める。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の決議により定めた順位により、他の理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の日の5日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
- 4 理事長以外の理事は、理事長に対して理事会の目的事項を示して理事会の招集を請求したにもかかわらず、請求をした日から5日以内に、その請求をした日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会招集通知が発せられない場合には、自ら理事会を招集することができる。
- 5 監事は、理事会で意見を述べる必要があると認めて理事長に対して理事会の招集を請求したにもかかわらず、請求をした日から5日以内に、その請求をした日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会招集通知が発せられない場合には、自ら理事会を招集することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長に事故があるときは、理事会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の理事がこれに代わる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事会の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。
- 3 理事が理事会の決議の目的事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（但し、監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法人法第95条3項及び4項並びに法人法施行規則第15条で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。

2 議事録が書面で作成されている場合には、理事会に出席した理事長及び監事は、議事録に署名又は記名押印する。

3 議事録が電磁的記録をもって作成されている場合には、法人法施行規則第90条で定める署名又は記名押印に代わる措置をとる。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第37条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 当法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。事業計画及びこれに伴う予算を変更する場合も、同様とする。

2 やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。但し、重要な財産の処分及び譲受け並びに多額の借財を行うことはできない。

(事業報告及び決算)

第39条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、第1号、第3号及び第4号の書類については定時社員総会に報告しなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項第3号及び第4号の書類については、法人法施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、前項中、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 第1項各号の書類及び監査報告については、定時社員総会の日の2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置く。

(剰余金の分配の制限)

第40条 当法人は、社員その他の者に対し、剰余金の分配をすることができない。

第8章 定款変更、事業譲渡及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(事業の全部譲渡)

第42条 当法人が事業の全部を譲渡する場合には、社員総会の決議によらなければならぬ。

(解散)

第43条 当法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 事業者会員の欠亡
- (3) 合併により当法人が消滅する場合
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 裁判所による解散命令の確定

(清算法人の機関)

第44条 当法人が解散した場合（前条第1項第3号による解散及び同第4号による解散であつて当該破産手続が終了していない場合を除く）には、当法人は清算法人となる。この場合、機関として、社員総会及び清算人の他、清算人会及び監事を設置する。

(残余財産の帰属)

第45条 当法人が清算する場合に有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

(設置等)

第46条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所定の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。但し、事務局長の任免には理事会の承認が必要である。
- 4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。
- 5 理事会は、事務処理規程を定める。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 当法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合には、官報に掲載する方法による。

第11章 梯則

(設立時社員)

第48条 当法人の設立時社員は次のとおりである。

井上 幸一

河野 公宏

(細則)

第49条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

以上、当法人の現行定款に相違ありません。

2024年 4月 5日

一般社団法人全国古民家再生協会

代表理事 中村 綱喜 印

履歴事項全部証明書

東京都千代田区内幸町一丁目3番1号
一般社団法人全国古民家再生協会

会社法人等番号	0104-05-013659
名 称	一般社団法人全国古民家再生協会
主たる事務所	東京都千代田区内幸町一丁目3番1号
法人の公告方法	官報に掲載する方法により行う。
法人成立の年月日	平成27年3月20日
目的等	<p>目的</p> <p>当法人は、長期にわたって循環利用ができる住宅の普及・拡大を目指して、伝統資財・古民家等の再生リサイクルに関する事業を行い、伝統的木造建築の民家・町並みの保存及び産業廃棄物の削減等による循環型社会の実現に寄与し、消費者が安心して利用する事が出来る古民家等リフォーム事業の健全な発達を図ることを目的とする。</p> <p>当法人は、上記の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 古民家等リフォーム事業を適確かつ円滑に実施するための人材育成事業(2) 古民家等リフォーム事業に関する住宅居住者等からの相談等への対応にかかる事業(3) 会員に対する古民家等リフォーム事業に係る情報提供(4) 住宅リフォーム事業に係る業務を適正に実施するため必要があると認めた場合においては、その必要な限度において行う会員の状況を把握するための調査に係る業務(5) 古民家等リフォーム事業に関する調査、研究(6) 繙承できる古民家と町並みの保存・修景に係る事業(7) 古民家利活用に関する事業(8) 住教育に関する事業(9) 空き家に関する事業(10) 既存の優良な古材・古瓦等の活用事業(11) 産業廃棄物の削減・二酸化炭素排出の削減に係る事業(12) エコ推進とその広報活動事業(13) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

役員に関する事項	<u>代表理事</u> <u>杉 本 龍 一</u>		令和 3年 1月 1日就任
	<u>代表理事</u> <u>杉 本 龍 一</u>		令和 4年 6月 15日重任
	<u>代表理事</u> <u>中 村 綱 喜</u>		令和 4年 9月 12日登記
	<u>代表理事</u> <u>中 村 綱 喜</u>		令和 5年 6月 3日辞任
	<u>代表理事</u> <u>中 村 綱 喜</u>		令和 5年 8月 28日登記
	<u>理事</u> <u>河 野 公 宏</u>		令和 5年 6月 3日就任
	<u>理事</u> <u>河 野 公 宏</u>		令和 5年 8月 28日登記
	<u>理事</u> <u>河 野 公 宏</u>		令和 6年 4月 4日辞任
	<u>理事</u> <u>河 野 公 宏</u>		令和 6年 4月 9日登記
	<u>理事</u> <u>井 上 幸 一</u>		令和 6年 4月 5日就任
			令和 6年 4月 9日登記
			令和 2年 6月 30日重任
			令和 4年 6月 15日重任
			令和 4年 9月 12日登記
			令和 6年 4月 5日重任
			令和 6年 4月 9日登記
			令和 2年 6月 30日重任
			令和 4年 6月 15日辞任
			令和 4年 9月 12日登記
			令和 2年 6月 30日重任
			令和 4年 6月 15日辞任
			令和 4年 9月 12日登記

	理事 <u>杉 本 龍 一</u>	令和 2年 6月30日就任
	理事 <u>杉 本 龍 一</u>	令和 4年 6月15日重任
		令和 4年 9月12日登記
	理事 <u>杉 本 龍 一</u>	令和 6年 4月 5日重任
		令和 6年 4月 9日登記
	理事 <u>山 名 健 太</u>	令和 4年 6月15日就任
		令和 4年 9月12日登記
	理事 <u>山 名 健 太</u>	令和 6年 4月 5日重任
		令和 6年 4月 9日登記
	理事 <u>中 村 綱 喜</u>	令和 5年 6月 3日就任
		令和 5年 8月28日登記
		令和 6年 4月 4日辞任
		令和 6年 4月 9日登記
	理事 <u>中 村 綱 喜</u>	令和 6年 4月 5日就任
		令和 6年 4月 9日登記
	監事 <u>園 田 正 文</u>	平成31年 4月25日就任
		令和 4年 6月15日辞任
		令和 4年 9月12日登記
	監事 <u>山 中 美 登 樹</u>	令和 4年 6月15日就任
		令和 4年 9月12日登記
役員等の法人に対する責任の免除に関する規定	当法人は、法人法第114条第1項の規定により、理事会の決議によって、理事又は監事の負う同法第111条第1項の責任を法令の限度において免除することができる。	令和 6年 4月 5日設定 令和 6年 4月 9日登記

東京都千代田区内幸町一丁目3番1号
一般社団法人全国古民家再生協会

非業務執行理事等の法人に対する責任の限度に関する規定	当法人は、法人法第115条第1項の規定により、理事（業務執行理事及び当法人の使用人を除く。）又は監事との間に、同法第111条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、50万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。 令和 6年 4月 5日設定 令和 6年 4月 9日登記
理事会設置法人に関する事項	理事会設置法人
監事設置法人に関する事項	監事設置法人
登記記録に関する事項	令和3年7月7日東京都港区北青山2-7-26から主たる事務所移転 令和 3年 8月 6日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

（東京法務局管轄）

令和 6年 11月 21日

松山地方法務局

登記官

久 松 恵 美 子



2021年度

事 業 報 告 書

自 2021年4月 1日

至 2022年3月31日

一般社団法人全国古民家再生協会

1、事業運営の総括

2021年度も新型コロナウイルスの影響を受け、非対面での事業運営の開催が多くある中、感染対策を講じた上で対面型の事業を開催。また地域課題の解決に向け古民家を中心に空き家に関する取り組みが加速し官民連携した活動を通じ事業幅が拡大した1年。国・地方自治体と連携をしより地域課題解決に向けた社会公共性高い活動が必要です。

【2021年度会員増減】

2020年度期首	304名	
事業者会員	221名	
一般会員	81名	
企業	2社	

2020年度新規	102名	
事業者会員	44名	
一般会員	22名	

支部名	事業	一般	新規合計	退会者	拡大数
岩手事務局	2名	0名	2名	1名	1名
宮城第一支部	3名	4名	7名	3名	4名
宮城第二支部	1名	0名	1名	2名	-1名
山形第一支部	3名	0名	3名	0名	3名
福島第一支部	2名	2名	4名	0名	4名
茨城第一支部	2名	1名	3名	0名	3名
群馬第二支部	1名	0名	1名	0名	1名
埼玉第一支部	2名	1名	3名	1名	2名
神奈川第二支部	1名	1名	2名	2名	4名
新潟第一支部	0名	1名	1名	0名	1名
長野第一支部	1名	0名	1名	2名	3名
長野第二支部	4名	0名	4名	0名	4名
愛知第一支部	1名	1名	2名	1名	1名
三重第一支部	2名	0名	2名	2名	0名
京都第一支部	1名	3名	4名	0名	4名
大阪第一支部	6名	0名	6名	1名	5名

兵庫事務局	1名	1名	2名	1名	1名
島根第一支部	0名	3名	3名	1名	2名
岡山第一支部	0名	1名	1名	0名	1名
広島事務局	2名	0名	2名	0名	2名
山口事務局	1名	0名	1名	0名	1名
福岡第一支部	0名	3名	3名	5名	-2名
福岡第三支部	1名	0名	1名	1名	0名
大分第一支部	3名	0名	3名	1名	2名
宮崎第二支部	1名	0名	1名	0名	1名
鹿児島第一支部	1名	0名	1名	1名	0名

2020年度会員	370名
事業者会員	265名
一般会員	103名
企業	2社

○第1回企業版ふるさと納税マッチング会(2021年7月7日)

内閣府と連携し「歴史的建築物を活用した地域課題の解決」をテーマとし第1回企業版ふるさと納税マッチング会(オンライン)を開催しました。

参加企業数:60社 参加自治体:113自治体

○第2回企業版ふるさと納税マッチング会(2022年1月19日)

第2回は、内閣府に加え文化庁と連携し「登録有形文化財を活かし残し地域の核へ！」とテーマを絞り第2回企業版ふるさと納税マッチング会(オンライン)を開催しました。

参加企業数:42社 参加自治体:36自治体

○伝統再築サミット2022(2022年1月28日)

日本の技術と文化を継承する伝統構法古民家を安心・安全に残していくために建築士を対象としたオンラインセミナーを開催。

共催:一般社団法人日本伝統再築士会

後援・協力:一般社団法人住宅リフォーム推進協議会、新建新聞社、独立行政法人住宅支援機構

○古民家再生議員連盟の開催

開催日	開催場所	議題
2021年4月15日	自民党本部	古材リユース促進に向けて 企業版ふるさと納税促進に向けて
2021年12月14日	衆議院議員会館	古材の海外輸出を通じた経済対策に向けて 企業版ふるさと納税を活用した登録有形文化財の利活用活性化に向けて

○古民家再生議員懇話会の開催

開催日	開催場所	議題
2021年4月15日	衆議院議員会館	古材リユース促進に向けて 住生活基本計画に基づく活動推進に向けて
2021年12月14日	参議院議員会館	古材の日本標準産業分類への登録について 休眠預金活用事業「空き家・古民家を活用したシングルマザー専用ハウス設立事業」の周知依頼

○連携協定

自治体	締結日	締結団体
尾花沢市	2021/11/27	一般社団法人山形県古民家再生協会
大郷町	2021/1/18	一般社団法人全国古民家再生協会宮城県連合会
筑後市	2021/2/15	一般社団法人福岡県古民家再生協会
郡山市	2021/3/9	一般社団法人古民家再生協会福島
小田原市	2021/3/29	一般社団法人古民家再生協会湘南
米沢市	2021/3/29	一般社団法人山形県古民家再生協会
嘉麻市	2021/4/5	一般社団法人全国古民家再生協会福岡県連合会
長野原町	2021/5/13	一般社団法人古民家再生協会群馬北

平戸市	2021/5/31	一般社団法人古民家再生協会長崎
上天草市	2021/6/25	一般社団法人古民家再生協会熊本
阿賀町	2021/7/19	一般社団法人全国古民家再生協会新潟県連合会
富谷市	2021/9/24	一般社団法人全国古民家再生協会宮城県連合会
国東市	2021/10/6	一般社団法人全国古民家再生協会大分連合会
宇陀市	2021/11/26	一般社団法人全国古民家再生協会奈良県連合会
南房総市	2021/12/16	一般社団法人全国古民家再生協会千葉県連合会
丸亀市	2022/1/31	一般社団法人古民家再生協会香川
垂井町	2022/2/28	一般社団法人古民家再生協会岐阜西濃
石川町	2022/3/24	一般社団法人古民家再生協会福島
八千代町	2022/3/28	一般社団法人茨城県つくば古民家再生協会

○全体会の開催(2021年9月29日)

ビジョンセンター永田町にて支部長を中心とする協会会員にお集まりいただきました。



全国古民家再生協会 事業説明会①

省庁勉強会①

省庁勉強会②

省庁勉強会③

全国古民家再生協会 事業説明会②

＜省庁勉強会①＞

国土交通省 国土政策局

二地域居住促進等推進協議会の運営に関して(民間事業者との関わり)

＜省庁勉強会②＞

経済産業省 調査統計グループ 統計企画室

日本標準産業分類改正に関して(古材に関して)

＜省庁勉強会③＞

文化庁 食文化担当

登録有形文化財の改修等に関する「企業版ふるさと納税」の積極的な活用に関して

○地区会員大会(2年ぶりの開催)

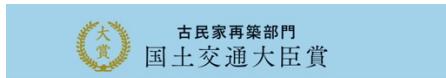
日程	地区	開催場所	主管
9月18日(土)	関東開催	茨城県古河市(山川邸)	茨城第一支部
9月25日(土)	北信越開催	百年料亭 宇喜世	新潟第一支部
10月16日(土)	東北開催	下郷町	福島第一支部
10月30日(土)	中部開催	千歳楼	岐阜連合会
11月 7日(日)	中四国開催	讃岐広島 古民家	香川事務局
11月14日(日)	九州開催	百年料亭 料亭 金鍋	福岡第三支部
11月21日(日)	近畿開催	鯛よし百番	大阪第一支部

○第4回令和の太子講

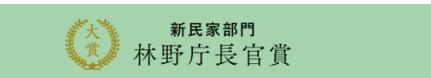
2021年11月15日(日)に令和の太子講を真宗 木辺派 天海山 光徳寺にて開催させていただきました。



○第8回再築大賞



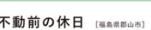
象徴的な15mの大梁を活かしながらも天井を抜いて迫力出すことで、吉民家の豪華空きと持つ開放的なゲートハウスに再登場した。耐震改修の実施と地域の材料の利用により、吉民家において長期間、吉民家を継いでいる。こうという意志が感じられる。多くの方が楽しめる新たな場を創り出しており、素晴らしい取り組みを感じる。



吉民家にもともと使われていた古材や地域の名家の天井板など破棄寸前だった貴重な材を活かし、関わる人の想いを大事にみよがえらせた。木と人を尊んだ見事な取り組みだと思う。天井のデザインにもこだわりが感じられる。古材の強度と深み、新材のみずみずしさがあいまって、住まいにやわらぎを齎し出している。



新民家部門 優秀賞



《在来工法／平屋／延床面積22.77m²》



「お子様ができたのに設計が間に合わないで困る」などとお困りの方は、お気軽にお問い合わせください。お問い合わせは、お子様の誕生日を記入して、お問い合わせ用紙に記入して、お問い合わせ用紙を送りください。



271.00m² / 家族構成: 30代夫婦と子供3人



○休眠預金資金分配団体として採択

一般財団法人日本民間公益活動連携機構 2021年度通常枠(第1回)の休眠預金等活用法に基づく資金分配団体として採択されました。

申請事業名:「空き家・古民家を活用した母子家庭向けハウス設立事業」1.34億円

○第10回古民家フォト甲子園

作品募集期間:2021年4月1日～2021年8月31日

※新型コロナウイルス感染拡大にともない受付期間等を1ヶ月延長

審査会:2021年9月8日

受賞発表:2021年9月10日

【中高生 最優秀賞】

作品名:門の向こうに

応募者:もり(栃木県)

【小学生部門 最優秀賞】

作品名:尾高観音

応募者:コハルマキ 6年生(三重県)

(応募総数 小学生部門46作品・中高生部門158作品)

主催:一般社団法人全国古民家再生協会

共催:一般社団法人全国古民家再生協会各地支部

協賛:サイバーリンク社

○地域再生推進法人 新規指定

指定番号	指定法人	指定地方公共団体	指定日
1	(一社)全国古民家再生協会	福岡県	2021年12月16日

※累計5指定

○取得補助金・交付金

一般社団法人全国古民家再生協会として下記事業を採択を受け実施いたしました。

(1)令和3年度住宅市場整備推進等事業費補助金(うち、大工技能者等の担い手確保・育成事業)

事業名:令和の大工棟梁技術者育成体制整備事業

交付決定額:13, 682, 000円

補 助 額 : 6, 310, 940円 ※コロナ禍で事業縮小にて開催

2022年度

事 業 報 告 書

自 2022年4月 1日

至 2023年3月31日

一般社団法人全国古民家再生協会

1、事業運営の総括

2022年度は、新型コロナウイルスのパンデミックが起こり3年を経過し当初に比べると社会経済活動が活発になりました。徐々に対面型での事業へ切り替えをおこなった活動を開きました。

当協会が事務局を務める一般社団法人全国空き家アドバイザー協議会との連携を強固とし地域・社会課題である空き家古民家の発生抑制・利活用・解体除去を推し進め、空き家課題解決における、まちづくり事業を強く推進する1年となりました。

【2022年度会員総数】

2022年度期首	386名
事業者会員	275名
一般会員	110名
企業	1社

2022年度新規	54名
事業者会員	27名
一般会員	27名

2022年度退会	35名
事業者会員	16名
一般会員	19名
企業	0社

支部名	事業	一般	新規合計	退会者	拡大数
岩手第一支部	1名	0名	1名	0名	1名
岩手第二支部	0名	1名	1名	0名	1名
宮城第一支部	1名	4名	5名	0名	5名
山形第一支部	2名	0名	2名	0名	2名
群馬第一支部	0名	1名	1名	0名	1名
埼玉第一支部	1名	0名	1名	0名	1名
東京第一支部	1名	2名	3名	3名	0名
神奈川第三支部	1名	0名	0名	0名	1名
新潟第一支部	1名	0名	1名	0名	1名

山梨事務局	1名	1名	2名	1名	1名
岐阜第二支部	1名	0名	1名	1名	1名
愛知第一支部	0名	2名	2名	3名	-1名
三重第一支部	2名	0名	2名	2名	0名
滋賀第二支部	0名	1名	1名	0名	1名
京都第一支部	1名	2名	3名	1名	2名
大阪第一支部	3名	0名	3名	1名	2名
兵庫第一支部	1名	1名	2名	0名	2名
島根第一支部	1名	2名	3名	0名	3名
岡山第一支部	0名	1名	1名	1名	0名
徳島第二支部	1名	0名	1名	0名	1名
福岡第一支部	0名	3名	3名	5名	2名
福岡第三支部	1名	0名	1名	1名	0名
佐賀事務局	1名	1名	2名	0名	2名
長崎事務局	2名	0名	2名	0名	3名
熊本第一支部	1名	2名	3名	1名	2名
熊本第二支部	0名	3名	3名	1名	2名
鹿児島第一支部	1名	0名	1名	1名	0名
沖縄第一支部	1名	0名	1名	1名	1名
合計	27名	27名	54名	35名	

○伝統再築士講習試験(前期)

日時	地域	場所
4月4日(月)	近畿地区	新大阪丸ビル
4月18日(月)	九州地区	ファレンスはかた近代ビル
4月19日(火)	中部地区	愛知県産業労働センター
4月22日(金)	関東地区	TKP新橋カンファレンスセンター
4月26日(火)	東北地区	東横INN郡山
4月27日(水)	新潟地区	にいがた弁天貸会議室

○伝統再築士講習試験(後期)

日時	地域	場所
2月17日(金)	九州地区	リファレンスはかた近代ビル
2月27日(月)	関東地区	CrossTransit 航空会館
2月28日(火)	北信越地区	タワー111ビル
3月17日(金)	東北地区	仙台貸会議室 FLAT
3月18日(土)	近畿地区	新大阪丸ビル
3月19日(日)	中四国地区	岡山国際交流センター

○古民家総合調査報告書の改訂(2022年4月~)

＜改訂ポイント＞

■これまでの古民家再生総合調査にて判定していた調査金額とは別に再築後の価値金額が表示可能に。

○第10回全国大会(2022年6月15日)

日時:2022年6月15日(水)

会場:ホテルニューオータニ 鶴の間

来訪者:

第99第内閣総理大臣 衆議院議員 菅 義偉氏、古民家再生議員連盟会長 衆議院議員江藤 拓氏、古民家再生議員懇話会幹事長 参議院議員 山本 博司氏、空き家対策推進議員連盟会長 衆議院議員 西村 明宏氏を始めとする多くの国会議員の先生にご来訪いただき祝辞を賜りました。

○2022年度全国会員勉強会

日時:2022年6月16日(木)

会場:TKP 新橋カンファレンスセンター

内容:

分科会1-1 インスペクションから新しい時代を創る

～全国住宅診断協会がSNSで時代を動かす～

分科会2-1 古民家再生協会インターナショナル事務局を創る時代

～結事業がもたらす新しい古民家ビジネス～

分科会1-2 伝統再築士会の役割 ～未来に繋げる専門家集団～

分科会2-2 0円古民家が地方を元気にする

～住教育とDIYが空き家課題解決の鍵～

分科会1-3 脱炭素の時代に繋がる古材倉庫

～持続可能な循環型建築の原点～
分科会2-3 地域再生計画とDMO
～民間主導で地域の未来を創る～

○古民家再生議員連盟の開催

開催日	開催場所	議題
2022年6月15日	自民党本部	①「古材リユース市場の確立」について

○古民家再生議員懇話会の開催

開催日	開催場所	議題
2022年6月14日	参議院議員会館	①空き家古民家を活かした二地域居住の推進「宿泊施設」「テレワーク・ワーケーション施設」への活用 ②解体時の古材リユースにおける環境問題へ貢献への後押し ③空き家課題解決へ DIY 賃貸借の推進への支援

○空き家・古民家 議連の創設

開催日	開催場所	議題
2022年12月8日	参議院議員会館	空き家・古民家振興議員連盟設立総会
2023年3月7日	衆・第2議員会館	空き家法及び現状について(国交省)

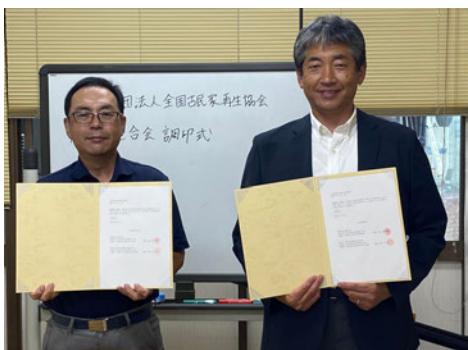
○地区会員大会

開催日	地区	主管支部・事務局
11月 6日(日)	関東地区(山梨開催)	山梨事務局
11月 12日(土)	九州・沖縄地区(長崎開催)	長崎事務局
11月 13日(日)	近畿地区(京都開催)	京都第一支部
11月 20日(日)	北信越地区(富山開催)	富山県連合会
11月23日(水・祝)	東北地区(宮城開催)	宮城県連合会
12月 4日(日)	中部地区(三重開催)	三重県連合会
12月 11日(日)	中四国地区(岡山開催)	岡山第一支部

○新規支部設立

設立日	支部名	事務局	支部長
2022年7月23日	徳島第二支部	徳島県南部古民家再生協会	山田 文夫
2022年8月29日	熊本第二支部	熊本県南古民家再生協会	西 光
2022年9月22日	岩手第二支部	岩手県中央古民家再生協会	晴山 裕一郎

※同日、県連合会の発足・調印も実施



(徳島第二支部・徳島県連合会調印)(熊本第二支部・熊本県連合会調印)



(岩手第二支部・岩手県連合会調印)

○青年部の発足

これまで、次世代の会という名称で約6年前より後継者の方を中心に意見交換の場を全国大会に合わせて設けさせていただいておりました。2011年にグリーン建築推進協議会として発足し11年活動をおこなう中、これからも持続可能な団体であるために、一般社団法人全国古民家再生協会青年部として若手の会を発足する運びとなりました。

日 時:2022年12月3日(土)15時00分から17時00分 ※終了後懇親会

場 所:いせトピア 会議室(三重県伊勢市黒瀬町 562-12)

参加対象:49歳以下の一般社団法人全国古民家再生協会の会員事業所の事業者
会員または、その後継者ならびに代表者の推薦があった従業員
内 容:青年部設立総会、基調講演会、意見交換会、交流会



会 長:村田 智仁(一般社団法人全国古民家再生協会熊本県連合会 会長)

副 会 長:2023年度に入会メンバーより選出させていただきます。

専務理事:河野 公宏(一般社団法人全国古民家再生協会 事務局長)

事務局長:山名 健太(一般社団法人全国古民家再生協会 事務局次長)

○住教育イベントの開催

開催都道府県	開催自治体名	主催団体名	支部名	インストラクター名	開催予定日
岩手県	遠野市	全国古民家再生協会	岩手第一支部	那須川 幹子	10月16日
岩手県	八幡平市	全国古民家再生協会	岩手第一支部	那須川 幹子	10月29日
岩手県	矢巾町	全国古民家再生協会	岩手第一支部	那須川 幹子	10月23日
宮城県	大崎市	全国古民家再生協会	宮城第一支部	桂田 彰子	10月29日
宮城県	富谷市	全国古民家再生協会	宮城第一支部	桂田 彰子	10月15日
宮城県	大郷町	全国古民家再生協会	宮城第一支部	桂田 彰子	11月5日
宮城県	美里町	全国古民家再生協会	宮城第一支部	桂田 彰子	11月8日
山形県	米沢市	全国古民家再生協会	山形第一支部	本多 作之助	10月15日
山形県	米沢市	全国古民家再生協会	山形第一支部	本多 作之助	10月5日
山形県	米沢市	全国古民家再生協会	山形第一支部	本多 作之助	10月8日
福島県	石川町	全国古民家再生協会	福島第一支部	※調整中	10月9日
福島県	下郷町	全国古民家再生協会	福島第一支部	※調整中	10月23日
茨城県	下妻市	全国古民家再生協会	茨城第一支部	須藤 直美	10月2日
茨城県	筑西市	全国古民家再生協会	茨城第一支部	須藤 直美	10月9日
茨城県	八千代町	全国古民家再生協会	茨城県連合会	須藤 直美	10月23日
茨城県	古河市	全国古民家再生協会	茨城県連合会	須藤 直美	10月29日
富山県	富山市	全国古民家再生協会	富山第二支部	森田 勝美	10月29日
東京都	豊島区	全国古民家再生協会	東京第一支部	杉本 龍一	10月22日
愛知県	豊田市	住教育推進機構	愛知支部	水嶋 淳	10月8日
三重県	伊賀市	全国古民家再生協会	三重第二支部	神保 健一	10月22日
京都府	亀岡市	全国古民家再生協会	京都第一支部	畠 正枝	10月22日
大阪府	枚方市	全国古民家再生協会	大阪第一支部	丸山 和代	10月22日
大阪府	枚方市	全国古民家再生協会	大阪第一支部	丸山 和代	10月29日
愛媛県	松山市	全国古民家再生協会	愛媛第一支部	河野 公宏	11月19日
愛媛県	伊予市	全国古民家再生協会	愛媛第一支部	河野 公宏	11月9日
福岡県	嘉麻市	全国古民家再生協会	福岡県連合会	淀川 洋子	10月22日
福岡県	岡垣町	全国古民家再生協会	福岡県連合会	淀川 洋子	10月23日
福岡県	北九州市	全国古民家再生協会	福岡県連合会	淀川 洋子	10月29日
福岡県	みやま市	住教育推進機構	福岡支部	山城 京子	10月29日
福岡県	八女市	住教育推進機構	福岡支部	山城 京子	10月22日
福岡県	筑後市	住教育推進機構	福岡支部	山城 京子	10月19日
長崎県	長崎市	全国古民家再生協会	長崎事務局	山城 京子	10月30日
熊本県	熊本市	全国古民家再生協会	熊本第一支部	村田 智仁	10月15日
大分県	国東市	全国古民家再生協会	大分第一支部	淀川 洋子	10月2日
大分県	宇佐市	全国古民家再生協会	大分第二支部	本幡 信之	10月22日
宮崎県	日向市	全国古民家再生協会	宮崎第一支部	坂口 孝生	10月1日
鹿児島県	鹿児島市	住教育推進機構	鹿児島支部	宇治野 みゆき	10月8日

○連携協定

自治体	締結日	締結団体
下郷町(福島県)	4月21日	一般社団法人古民家再生協会福島
大野町(岐阜県)	7月8日	一般社団法人全国古民家再生協会岐阜県連合会
古河市(茨城県)	10月19日	一般社団法人全国古民家再生協会 一般社団法人全国空き家アドバイザー茨城県古河支部
猪名川町(兵庫県)	12月14日	一般社団法人全国古民家再生協会兵庫第一支部
株式会社 GLOCAL	8月1日	一般社団法人全国古民家再生協会
株式会社ウェルソック	9月1日	一般社団法人全国古民家再生協会
株式会社ジャルパック	3月15日	一般社団法人全国古民家再生協会

○第5回令和の太子講

2022年11月13日(日)に令和の太子講を京都府亀岡市 宗教法人大本 万詳殿にて執り行いました。(主管:一般社団法人全国古民家再生協会京都第一支部)



○第10回古民家フォト甲子園

作品募集期間 2022年4月6日～2022年8月31日

審査会 : 2022年9月9日

受賞発表 : 2022年9月12日

【中高生 最優秀賞】

作品名:自慢の場所からのベストショット!

応募者:shun(岡山県)

【小学生部門 最優秀賞】

作品名:赤瓦

応募者:トラ 4年生(沖縄県)

(応募総数 小学生部門55作品・中高生部門195作品)

主催:一般社団法人全国古民家再生協会

共催:一般社団法人全国古民家再生協会各地支部

後援:文化庁

協賛:サイバーリンク社

○地域再生推進法人 新規指定

2022年度新規指定先はなし。 ※累計5指定

○取得補助金・交付金

一般社団法人全国古民家再生協会として下記事業を採択を受け実施いたしました。

(1)令和4年度住宅市場整備推進等事業費補助金(うち、大工技能者等の担い手確保・育成事業)

事業名 : 伝統技術を活かした大工技能者の育成プログラム

交付決定額 : 14, 494, 000円

補助額 : 14, 211, 371円

正味財産増減計算書内訳表

令和4年 4月 1日から令和5年 3月31日まで

(単位: 円)

科 目	協会事業等会計	収益事業等会計	法人合計
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費	32,815,668	0	32,815,668
年会費収入	30,980,000	0	30,980,000
研修事業収入	1,835,668	0	1,835,668
収益事業収入	0	401,096	401,096
協会関連物品販売	0	916,520	916,520
協会関連物品仕入	0	△ 515,424	△ 515,424
受取寄付金	150,000,000		150,000,000
受取寄付金	150,000,000		150,000,000
雑収益	14,272,397	609	14,273,006
雑受取	14,272,013	598	14,272,611
受取利息	384	11	395
経常収益計	197,088,065	401,705	197,489,770
(2) 経常費用			
管理費	63,767,208	214,035	63,981,243
支部運営費	23,883,415		23,883,415
会場運賃	7,231,775	3,025	7,234,800
荷造運賃	132,277	16,423	148,700
広告宣伝費	3,575,890	90,260	3,666,150
会議費	122,923	3,433	126,356
旅費	6,298,996		6,298,996
通信費	198,320		198,320
消耗品	303,208	6,321	309,529
新聞費	3,936,723	541	3,937,264
諸会費	909,815	2,185	912,000
支払手数料	501,332	3,668	505,000
租税	3,697,753	77,797	3,775,550
支払報酬	41,241	873	42,114
支払手数料	12,562,268		12,562,268
支払報酬	150,000		150,000
減価償却費	60,180	1,681	61,861
減価償却費	161,092	7,828	168,920
経常費用計	63,767,208	214,035	63,981,243
評価損益等調整前当期経常増減額	133,320,857	187,670	133,508,527
特定資産評価損益等	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	133,320,857	187,670	133,508,527
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
有価証券評価益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計			0
当期経常外増減額			0
法人税及び住民税並びに事業税	60	105,900	105,960
当期一般正味財産増減額	133,320,797	81,770	133,402,567
一般正味財産期首残高	10,370,033	321,628	10,691,661
他会計繰入額	285,200	△ 285,200	0
一般正味財産期末残高	143,976,030	118,198	144,094,228
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	143,976,030	118,198	144,094,228

2023年度

事 業 報 告 書

自 2023年4月 1日

至 2024年3月31日

一般社団法人全国古民家再生協会

1、事業運営の総括

2023年は変化と挑戦の年でした。世界はパンデミックの影響から徐々に回復し始め、経済活動が再開された一方で、地政学的緊張が高まり、気候変動に対する行動が加速しました。

兼ねてより古材リユースに向け、古材卸売業を日本標準分類への追加を求め陳情を続ける中、2024年度より内容例示の追加が決まり、循環型建築社会の実現に向け大きな一歩を踏み出した1年でした。また、空き家法の改正に伴い、様々な国の支援策と連携強化が進んだ1年でありました。

そして、2023年1月1日には、能登半島地震の発生を受け、自然災害が日本に大きな影響を与えるとともに、その地域にある歴史的建築物を後世へ残すために様々な課題があり当協会として復興支援を推し進め始めました。未来の子どもたちの為に常に挑戦し続ける団体を創って参ります。

【2022年度会員総数】

2023年度期首	356名
事業者会員	261名
一般会員	94名
企業	1社

2023年度新規	65名
事業者会員	41名
一般会員	24名

2023年度退会	24名
事業者会員	18名
一般会員	6名
企業	0社

○伝統再築士講習試験(前期)

日時	地域	場所
8月22日(火)	中四国地区	広島オフィスセンター
8月25日(金)	九州地区	リファレンスはかた近代ビル
9月14日(木)	近畿地区	新大阪丸ビル
9月15日(金)	北信越地区	NINNO3 会議室
9月17日(日)	関東地区	田中田村町ビル
9月26日(火)	東北地区	帝北ビル

前期受講者:60名

○伝統再築士講習試験(後期)

日時	地域	場所
1月24日(水)	近畿地区	新大阪丸ビル
1月26日(金)	北信越地区	JA長野県ビル
2月6日(火)	中四国地区	岡山国際交流センター
2月14日(水)	東北地区	仙台貸会議室FLAT
2月17日(土)	関東地区	田中田村町ビル
2月21日(水)	九州地区	リファレンスはかた近代ビル

後期受講者:54名

○第11回全国大会宮崎大会(2023年6月2日~3日)

日時:2023年6月2日(土)

会場:シーガイアコンベンションセンター

主管:一般社団法人全国古民家再生協会宮崎県連合会

来訪者:

古民家再生議員連盟会長 衆議院議員 江藤 拓氏、宮崎県知事 河野 俊嗣氏、
宮崎市長 清山 知憲氏、宮崎県議会議員 外山 衛氏・日高 博之氏・安田 厚生氏
齊藤 了介氏

(一社)宮崎県建築士事務所協会 会長 村社 俊弘氏、(一社)宮崎県建築士会 会長
松竹 明彦氏、(一社)宮崎県建築協会 会長 松本 純明氏、(一社)宮崎県建築業協
会 会長 佐田 正博氏、(一社)宮崎県宅地建物取引業協会 会長木田 文男氏
多くのご来賓の皆様にご来訪いただきました。



○2023年度全国会員勉強会
日時: 2023年6月2日(土)
会場: シーガイアコンベンションセンター
内容:

- 分科会1 國土交通省レク
- 分科会2 農林水産省レク
- 分科会3 古民家民泊について(Airbnb)
- 分科会4 住宅リフォーム瑕疵保険について(住宅保証機構)
- 分科会5 市場創造から儲かるビジネス

○古民家再生議員連盟の開催

開催日	開催場所	議題
2023年 6月16日	自民党本部	①空家等管理活用支援法人 ②古民家を活用した宿泊施設の普及啓発 ③古材の安心・安全を確保するための制度の導入
2023年10月24日	自民党本部	①登録有形文化財を後世に残す基金創設に向けて ②NFT 技術を活用した古材流通の安全と安心を推進
2024年 3月14日	自民党本部	①古材リユースで脱炭素・社会課題解決の推進 ②能登半島地震 歴史的建築物の復旧に向けて

○古民家再生議員懇話会の開催

開催日	開催場所	議題
2023年6月16日	参議院議員会館	①空家等管理活用支援法人の制定について ②農地付き空き家の活用促進について ③空き家古民家の有効活用
2023年10月24日	参議院議員会館	①空家等管理活用支援法人の指定推進について
2024年 3月14日	参議院議員会館	①空家等管理活用支援法人の指定推進について

○地区会員大会

開催日	地区	主管支部・事務局
11月 4日（土）	東北地区(岩手開催)	岩手第一支部
11月 23日（木）	北信越地区(長野開催)	長野第二支部
10月 29日（日）	関東地区(神奈川開催)	神奈川第二支部
10月 22日（日）	中部地区(静岡開催)	静岡県連合会
10月 28日（土）	近畿地区(大阪開催)	大阪府連合会
11月 12日（日）	中四国地区(島根開催)	島根第一支部
10月 28日（土）	九州・沖縄地区(大分開催)	大分第一支部

○新規支部設立

設立日	支部名	事務局	支部長
2023年4月14日	岡山第二支部	岡山県北部古民家再生協会	丸田 尚義
2023年4月20日	沖縄第二支部	八重山古民家再生協会	味間 剛
2023年5月20日	兵庫第二支部	古民家再生協会 淡路	正置 久
2023年6月21日	山口第一支部	古民家再生協会 山口中央	奥野 義和
2023年7月21日	群馬第一支部	古民家再生協会 群馬中央	松本 和之
2023年9月16日	神奈川第一支部	古民家再生協会 神奈川	石井 則幸
2024年1月24日	石川第一支部	石川中央古民家 再生協会	東 一寛

※同日、県連合会の発足・調印も実施



(岡山第二支部・岡山県連合会調印)



(沖縄第二支部・沖縄県連合会調印)

決算報告書

自 令和 5年 4月 1日
至 令和 6年 3月 31日

一般社団法人全国古民家再生協会

決 算 書 目 次

令 和 5 年 度 財 務 諸 表

貸 借 対 照 表 ······ 1

貸借 対照表 内訳表 ······ 2

正味財産増減計算書 ······ 3

正味財産増減計算書内訳表 ······ 4

(1) 貸借対照表

令和6年 3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
資産の部			
1. 流動資産			
現 金	94,252,872	187,469,098	93,216,226
商 品	175,525	259,894	84,369
前 渡	0	0	0
未 収 入	5,625,170	125,190	5,499,980
流動資産合計	100,053,567	187,854,182	82,300,635
2. 固定資産			
一括償却資産	61,863	123,724	61,861
固定資産合計	61,863	123,724	61,861
資産合計	100,115,430	187,977,906	87,862,476
負債の部			
1. 流動負債			
短 期 借 入 金	6,000,000		6,000,000
買 掛 金	23,980	13,640	10,340
未 払 金	15,038,851	3,652,437	11,386,414
未 払 法 人 税 等	657,300	105,900	551,400
預 り 金	31,522,032	40,111,701	8,589,669
仮 受 金	38,000	0	38,000
流動負債合計	53,280,163	43,883,678	9,396,485
負債合計	53,280,163	43,883,678	9,396,485
正味財産の部			
1. 指定正味財産			
基 金	0	0	0
指定正味財産合計	0	0	0
(うち基本財産への充当額)	0	0	0
(うち特定資産への充当額)	0	0	0
2. 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	46,835,267	144,094,228	97,258,961
(うち特定資産への充当額)	0	0	0
(うち非収益事業会計繰入額)	0	0	0
正味財産合計	46,835,267	144,094,228	97,258,961
負債及び正味財産合計	100,115,430	187,977,906	87,862,476

貸借対照表内訳表

令和6年 3月31日現在

(単位:円)

科 目	協会事業等会計				収益事業等会計	合 計
	協会事業	休眠預金活用事業	Airbnb寄付	合計		
資産の部						
1. 流動資産						
現金預金	0	34,632,970	52,206,788	86,839,758	7,413,114	94,252,872
商品				0	175,525	175,525
未収入	125,170			125,170	5,500,000	5,625,170
流動資産合計	125,170	34,632,970	52,206,788	86,964,928	13,088,639	100,053,567
2. 固定資産						
(1) 基本財産						
一括償却資産	60,182			60,182	1,681	61,863
固定資産合計	60,182	0	0	60,182	1,681	61,863
資産合計	185,352	34,632,970	52,206,788	87,025,110	13,090,320	100,115,430
負債の部						
1. 流動負債						
短期借入金	6,000,000			6,000,000		6,000,000
買掛金				0	23,980	23,980
未払法人税等	3,491,341			3,491,341	11,547,510	15,038,851
預り金	175,129	31,346,903		31,522,032	657,300	657,300
仮受金	38,000			38,000		38,000
流動負債合計	9,704,470	31,346,903	0	41,051,373	12,228,790	53,280,163
2. 固定負債						
固定負債合計	0	0	0	0	0	0
負債合計	9,704,470	31,346,903	0	41,051,373	12,228,790	53,280,163
正味財産の部						
1. 指定正味財産						
基金				0	0	0
指定正味財産合計	0	0	0	0	0	0
(うち基本財産への充当額)				0	0	0
(うち特定資産への充当額)				0	0	0
2. 一般正味財産						
(うち基本財産への充当額)	9,519,118	3,286,067	52,206,788	45,973,737	861,530	46,835,267
(うち特定資産への充当額)				0	0	0
(うち非収益事業会計繰入額)	2,468,181			2,468,181	2,468,181	0
正味財産合計	9,519,118	3,286,067	52,206,788	45,973,737	861,530	46,835,267
負債及び正味財産合計	185,352	34,632,970	52,206,788	87,025,110	13,090,320	100,115,430

(2) 正味財産増減計算書

令和5年 4月 1日から令和6年 3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費	33,896,879	32,815,668	1,081,211
年会費収入	32,220,000	30,980,000	1,240,000
研修事業収入	1,676,879	1,835,668	158,789
収益事業収入	4,300,231	401,096	3,899,135
協会関連物品販売入	1,427,030	916,520	510,510
協会関連物品仕入	756,799	515,424	241,375
事務局運営費	3,630,000		3,630,000
雑収益	37,276,934	14,273,006	23,003,928
雑収入	37,276,080	14,272,611	23,003,469
受取利息	854	395	459
経常収益計	75,474,044	47,489,770	27,984,274
(2) 経常費用			
管理費	209,909,363	63,981,243	145,928,120
支部運営費	23,783,827	23,883,415	99,588
補助事業費	135,627,000		135,627,000
会場注費	3,647,413	7,234,800	3,587,387
外荷造運費	14,056,690		14,056,690
広告宣伝費	112,181	148,700	36,519
交会旅費	3,604,480	3,666,150	61,670
通話料	329,960	126,356	203,604
会議費	255,804	6,298,996	6,043,192
会員費	1,097,499	198,320	899,179
会員登録料	239,716	309,529	69,813
会員登録料	2,172,968	3,937,264	1,764,296
会員登録料	391,455	912,000	520,545
会員登録料	5,422,000	505,000	4,917,000
会員登録料	2,903,350	3,775,550	872,200
会員登録料	25,000		25,000
会員登録料	0	0	0
会員登録料	28,200	42,114	13,914
会員登録料	15,851,599	12,562,268	3,289,331
会員登録料	87,000	150,000	63,000
会員登録料	61,861	61,861	0
会員登録料	211,360	168,920	42,440
経常費用計	209,909,363	63,981,243	145,928,120
評価損益等調整前当期経常増減額	134,435,319	16,491,473	117,943,846
特定資産評価損益等	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0
評価損益等計額	0	0	0
当期経常増減額	134,435,319	16,491,473	117,943,846
2. 経常外増減の部			0
(1) 経常外収益			0
受取寄付金	37,833,788	150,000,000	187,833,788
経常外収益計	37,833,788	150,000,000	112,166,212
(2) 経常外費用			0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	37,833,788	150,000,000	112,166,212
法人税及び住民税並びに事業税	657,430	105,960	551,470
当期一般正味財産増減額	97,258,961	133,402,567	230,661,528
一般正味財産期首残高	144,094,228	10,691,661	133,402,567
他会計繰入額	0	0	0
一般正味財産期末残高	46,835,267	144,094,228	97,258,961
指定正味財産増減の部	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
正味財産期末残高	46,835,267	144,094,228	97,258,961

正味財産増減計算書内訳表
令和5年 4月 1日から令和6年 3月31日まで

(単位:円)

科 目	協会事業等会計				収益事業等会計	法人合計
	協会事業	休眠預金活用事業	Airbnb寄付	合計		
一般正味財産増減の部						
1. 経常増減の部						
(1) 経常収益						
受取会費收入	32,446,480	1,450,399	0	33,896,879	0	33,896,879
年会費収入	32,220,000			32,220,000		32,220,000
研修事業収入	226,480	1,450,399	0	1,676,879	0	1,676,879
収益事業収入	0	0	0	0	4,300,231	4,300,231
協会会員連物販売				0	1,427,030	1,427,030
協会会員連物販売				0	756,799	756,799
事務局運営費				0	3,630,000	3,630,000
雜収益	17,832,577	4,349,850	0	22,182,427	15,094,507	37,276,934
雜収益	17,831,838	4,349,850	0	22,181,688	15,094,392	37,276,080
受取利息	739			739	115	854
経常収益計	50,279,057	5,800,249	0	56,079,306	19,394,738	75,474,044
(2) 経常費用						
管理費	57,521,029	0	135,627,000	193,148,029	16,761,334	209,909,363
支部運営費	23,783,827			23,783,827		23,783,827
補助事業費		135,627,000	135,627,000			135,627,000
会場費用	3,576,903			3,576,903	70,510	3,647,413
外荷注運費	92,444			92,444	0	14,056,690
広告宣傳費	3,128,510			3,128,510	19,737	112,181
会議費	285,468			285,468	475,970	3,604,480
旅費	240,399			240,399	44,492	329,960
通信費	954,904			954,904	15,405	255,804
消耗品費	203,443			203,443	142,595	1,097,499
新規費用	2,160,134			2,160,134	36,273	239,716
諸払費用	390,881			390,881	12,834	2,172,968
支払手数料	4,698,980			4,698,980	723,020	5,422,000
委託料	2,074,626			2,074,626	828,724	2,903,350
租税	25,000			25,000		25,000
支払報酬	24,397			24,397	3,803	28,200
支払報酬	15,551,599			15,551,599	300,000	15,851,599
寄付	78,910			78,910	8,090	87,000
減価償却費	53,520			53,520	8,341	61,861
雜費	197,084			197,084	14,276	211,360
経常費用計	57,521,029	0	135,627,000	193,148,029	16,761,334	209,909,363
評価損益等調整前当期経常増減額	7,241,972	5,800,249	135,627,000	137,068,723	2,633,404	134,435,319
特定資産評価損益等	0			0	0	0
投資有価証券評価損益等	0			0	0	0
評価損益等計	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	7,241,972	5,800,249	135,627,000	137,068,723	2,633,404	134,435,319
2. 経常外増減の部						
(1) 経常外収益						
受取寄付金	0	0	37,833,788	37,833,788	0	37,833,788
経常外収益計	0	0	37,833,788	37,833,788	0	37,833,788
(2) 経常外費用						
経常外費用計						
当期経常外増減額	0	0	37,833,788	37,833,788	0	37,833,788
法人税及び住民税並びに事業税	113			113	657,317	657,430
当期一般正味財産増減額	7,242,085	5,800,249	97,793,212	99,235,048	1,976,087	97,258,961
一般正味財産期首残高	3,509,788	2,514,182	150,000,000	143,976,030	118,198	144,094,228
他会計繰入額	1,232,755			1,232,755	1,232,755	0
一般正味財産期末残高	9,519,118	3,286,067	52,206,788	45,973,737	861,530	46,835,267
指定正味財産増減の部						
当期指定正味財産増減額	0			0	0	0
指定正味財産期首残高	0			0	0	0
指定正味財産期末残高	0			0	0	0
正味財産期末残高	9,519,118	3,286,067	52,206,788	45,973,737	861,530	46,835,267



(兵庫第二支部・兵庫県連合会調印)



(山口第一支部)



(群馬第一支部)



(神奈川第一支部)



(石川第一支部)

○住教育イベントの開催

2023年度は住生活月間に合わせ下記地域にて一般社団法人住教育推進機構と連携し住教育セミナー等のイベントを開催しました。

開催日時	都道府県	会場
2023年9月24日	福島県	文教福祉総合施設 モトガッコ
2023年10月4日	山形県	西部コミュニティセンター 研修室
2023年10月8日	愛知県	豊田市福祉センター47 会議室
2023年10月8日	福島県	下郷ふれあいセンター
2023年10月9日	岐阜県	養老町テレワーク施設 YOROffice
2023年10月10日	福岡県	嘉麻市役所 庁舎5階 5A会議室
2023年10月13日	新潟県	阿賀町公民館
2023年10月14日	三重県	ハイトピア伊賀5階 生涯学習センター
2023年10月14日	大阪府	枚方市総合文化芸術センター別館
2023年10月14日	福岡県	東朽網市民センター多目的ホール
2023年10月15日	福島県	道の駅にしあいづ 交流物産館よりせ2階
2023年10月15日	静岡県	宇佐美コミュニティセンター視聴覚室
2023年10月15日	福岡県	おりなす八女 交流室A
2023年10月18日	山形県	南部コミュニティセンター 研修室
2023年10月21日	オンライン	オンライン開催
2023年10月21日	岡山県	岡山市勤労者福祉センター
2023年10月21日	愛媛県	松前総合文化センター ふるさと学習室
2023年10月21日	鹿児島県	サンエールかごしま 中研修室3
2023年10月22日	兵庫県	洲本市総合福祉会館3階多目的ホール
2023年10月22日	岡山県	児島産業振興センター
2023年10月22日	青森県	みろく館
2023年10月24日	宮崎県	日向市東郷公民館 さくら館
2023年10月25日	福岡県	るりいろふるさと館 研修室2
2023年10月28日	三重県	シビックコア棟 研修室2階
2023年10月28日	岡山県	井原市芳井生涯学習センター研修室
2023年10月29日	香川県	丸亀市市民交流活動センター
2023年10月29日	福岡県	岡垣サンリーアイ
2023年11月1日	山形県	三沢コミュニティセンター 多目的ホール
2023年11月16日	長崎県	平戸市未来創造館 1階ホール
2023年11月28日	山形県	南原コミュニティセンター 研修室

○連携協定

2023年度は下記自治体ならびに企業・団体と連携協定を締結しました。

自治体	締結日	締結団体
西会津町 (福島県)	5月17日	一般社団法人全国古民家再生協会 一般社団法人全国空き家アドバイザー協議会福島県西 会津支部
田子町 (青森県)	6月12日	一般社団法人全国古民家再生協会 一般社団法人全国空き家アドバイザー協議会青森県田 子支部
三鷹市 (東京都)	6月27日	一般社団法人全国古民家再生協会 一般社団法人全国空き家アドバイザー協議会東京支部
遠野市 (岩手県)	8月27日	一般社団法人全国古民家再生協会岩手第一支部
逗子市 (神奈川県)	10月23日	一般社団法人全国古民家再生協会
府中市 (東京都)	12月7日	一般社団法人全国古民家再生協会 一般社団法人全国空き家アドバイザー協議会東京支部
東秩父村 (埼玉県)	2月7日	一般社団法人全国古民家再生協会 一般社団法人全国空き家アドバイザー協議会東京支部
空き家活用 株式会社	5月10日	一般社団法人全国古民家再生協会 一般社団法人全国空き家アドバイザー協議会 (包括連携協定)
一般社団法人日本 介護事業連合会	5月17日	一般社団法人全国古民家再生協会 (包括連携協定)

○第6回令和の太子講

2023年11月19日(日)に令和の太子講を富山県高岡市 勝興寺にて執り行いました。(主管:一般社団法人全国古民家再生協会富山第二支部)



○第10回古民家フォト甲子園

作品募集期間 2023年4月7日～2023年9月8日

審査会 : 2023年9月15日

受賞発表 : 2023年9月20日

(応募総数 小学生部門73作品・中高生部門206作品)

※各部門最優秀賞には文部科学大臣賞を授与

主催:一般社団法人全国古民家再生協会

共催:一般社団法人全国古民家再生協会各地支部

後援:文化庁

協賛:サイバーリンク社

○地域再生推進法人 新規指定

2023年度は下記にて指定を受けました。 ※累計8地域指定

- ・富山県
- ・宮崎県
- ・三重県

○取得補助金・交付金

一般社団法人全国古民家再生協会として下記事業を採択を受け実施いたしました。

(1)令和5年度住宅・建築物力一ボンニュートラル総合推進事業費補助金(うち、大工技能者等の担い手確保・育成事業)

事 業 名 :伝統技術を活かした大工技能者の育成プログラム

交付決定額: 18, 308, 000円

補 助 額 :18, 078, 067円

(2)令和5年度空き家対策モデル事業

事 業 名 :贈与型賃貸住宅を通じた空き家ビジネス構築

交付決定額: 2, 461, 000円

補 助 額 :1, 107, 222円(初年度 ソフト事業のみ)